

伊丹市人権教育・啓発白書 令和4（2022）年度事業内容（案）の
伊丹市人権教育・啓発推進会議委員意見及び市対応・回答一覧

該当ページ	大項目	小項目	該当所管課	ご意見等	対応・回答
全ページ	—	—	同和・人権・平和課	<p>部落差別をはじめとする様々な差別の実態が存在している。その背景が何なのか？を明確にしないと生きづらい社会を断ち切るために行政と市民代表の委員さんたちと共に人権教育・啓発白書づくりに参加してきました。もちろんこれまでの人権教育・啓発の推進によって成果や課題を出し合いましたが、どれだけの制度が日々の暮らしの中でしんどい思いをしている人に届いているのか？等々の課題が残されているところもありますが、このような場に地域や組織を代表しての委員さんと共に居ることの大切さを痛感します。自分磨きは人磨きに通じることを大切に、この場に居ることがとても大切だと感じています。このような課題を難しい課題とせず、私（自分）の課題に出来ることを願い、委員一人ひとりがこの場に居てよかったと思えるように頑張りましょう。</p>	<p>様々な人権問題が自身の問題として捉えることができるよう、今後も人権教育・啓発に取り組んでまいります。</p>
5～6	1 人権全般	③人権啓発標語	人権教育室	<p>（課題を踏まえたR5（2023）年度の取組） 各学校園や各所に掲示 ➡ 各学校園や施設など各所に掲示するとともに、団体等に呼びかけ、にしているかがか。 ※市民や企業からの応募数の増加をめざしている</p>	<p>今年度の取組において、「広報伊丹」へ募集案内を掲載し、市民へ広く呼びかけております。企業等においては、伊同教の企業部会を通して、募集を呼び掛けておりますので、委員のご意見のように、文言を「各学校園や施設など各所に掲示するとともに、団体等に呼びかけ」に改めました。</p>
6～7	1 人権全般	⑤人権教育指導員	人権教育室	<p>⑤人権教育指導員（指導力向上） 第1回人権教育指導委員会では、ある指導員から市の仕事に関わって見えてきた人権課題について問題提起があり、5、6名のグループで討議が行われました。重い生活背景を担う子どもや保護者に丁寧な関わりをされてきた提案内容により、各指導員からはそれぞれの経験に基づく積極的な意見交換となり、内容の濃い研修となりました。 年間研修計画では指導員研修は年2回開催となっておりますが、経験年数や専門分野の異なる指導員が集い意見を交わす機会を増やし、そこでの気づきや学びを今後の啓発や研修に生かしていくことが大事です。また、社会の変化に伴う新たな人権課題についても、当事者や関係団体と連携した情報提供を担当課より頂き、指導員とともに情報共有をできるようにしたいものです。</p>	<p>ご意見のとおり、経験年数や専門分野の異なる指導員で構成させていただいているため、各指導員の専門分野を深めることや専門以外の分野の見識を深めるためにも、指導員会の機会を増やすことは良いことだと考えます。今後は、日程等を踏まえながら、検討してまいります。 新たな人権課題の情報につきましては、人権教育指導員と共有できるよう情報を提供してまいります。</p>

該当ページ	大項目	小項目	該当所管課	ご意見等	対応・回答
7	1 人権全般	⑥人権啓発推進委員	人権教育室	<p>(課題を踏まえたR5(2023)年度の取組)</p> <p>各地域の人権啓発推進委員が中心となり一人一人が自分の思いを出せる少人数での学習会を、人権教育室と一緒に企画し実施する。一度だけではなくシリーズのように会を重ねて定着させるのもいいと思います。</p> <p>はじめは、人権啓発推進委員自身が疑問に思うことを問題提起として話し合う機会を作るのもいいかと思う。</p>	<p>今後、各学校区における人権啓発に関する状況を調査、把握をし、状況に合わせながら、人権教育室が支援をし、さらなる啓発の推進に努めてまいります。</p> <p>第2回以降の人権啓発推進委員会の研修会において、各地域の取組の報告や推進委員が抱いておられる疑問や悩み等について、話し合う機会を持つようにしてまいります。</p>
7	1 人権全般	⑥人権啓発推進委員	人権教育室	<p>⑥人権啓発推進委員 (人権教育と連携した地域の学習会を)</p> <p>昨年度、担当課の企画で地域における人権啓発の推進役である人権啓発推進委員と人権教育指導員の合同研修という有意義な会がもたれました。地域における推進の難しさから、推進委員が孤立するケースがあると聞く中で、教育・啓発のノウハウを持つ指導員と連携して、身近な人権課題で小規模の学習会から始められたらと思います。</p> <p>これからは、地域住民(推進員を含む)による地域に根差した学習の場を作ることが大事です。推進委員と人権教育指導員が定例的な交流の場を設け、日頃の悩みを出し合ったり、協働で人権研修を企画したりする機会が必要だと思いません。</p>	<p>人権啓発推進委員が、学校の授業や人権研修会への参加をはじめ、地域に根差した啓発活動ができるよう支援してまいります。</p> <p>人権啓発推進委員と人権教育指導員の交流の場につきましては、昨年度合同研修会を開催いたしました。今年度も引き続き、実施してまいります。</p>

該当ページ	大項目	小項目	該当所管課	ご意見等	対応・回答
10～11	1 人権全般	⑨人権相談	同和・人権・平和課/人権啓発センター	<p>⑨人権相談（人権擁護活動の充実） 部落实質解消法では人権救済が重要視されており、市人権教育・啓発推進に関する基本方針でも人権擁護に関する項目が新設されています。</p> <p>人権センター委嘱の人権相談では、地域のネットワークを活用し積極的に出かける人権相談を実施しており、利用件数も多くその効果を上げています。</p> <p>一方で法務局と人権擁護委員が進める相談は、常駐、定例、特設、人権センターなど様々な機会を設けたり、窓口を周知したりする活動が積極的に行われています。また、子ども対象とした電話相談や、人権SOSミニレター事業の手紙を通じた悩み相談等も行われています。現状では、大人の人権相談の件数は多くはありません。しかし、人権に関わる悩みや問題を抱えたまま孤立している市民が少なくはないと予想されます。</p> <p>この問題については、行政を含む関係者が多角的に分析する必要があります。</p> <p>基本方針では「居場所づくりと人権相談との連携の促進」について述べられています。行政と民間団体等が進める、多様な市民が気軽に集う居場所の運営の柱の一つに人権相談（言葉をやわらかくする必要あり）が設けられないものでしょうか。地域の代表者やサロンの運営者の理解と協力が必要となりますが、潜在的に、様々な人権課題を抱える人が多く、ニーズが高いと思われます。</p>	<p>（同和・人権・平和課） 令和5年度は、人権擁護委員主催の『「人権擁護委員の日」特設人権相談』と市主催の『人権啓発パネル展』を一体的に開催しました。そして、実施場所としては、これまではいたみホール会議室などで実施しましたが、様々な市民が訪れる「居場所」の一つである図書館「ことば蔵」で行い、市民にとって身近な人権相談となるよう実施しました。</p> <p>今後は、地域で行われている「居場所づくり」に人権相談を設けることができるよう検討してまいります。</p> <p>（人権啓発センター） 人権啓発センターで実施している子どもの居場所づくり事業や子育て支援事業の中で、子どもたちや子育て中の保護者からの相談に適切に対応できるよう、通常の人権相談と併せて相談体制の充実に努めております。</p>

該当ページ	大項目	小項目	該当所管課	ご意見等	対応・回答
11~12	1 人権全般	⑩全庁的な推進体制	同和・人権・平和課/学校指導課/幼児教育推進課	<p>⑩全庁的な推進体制 ◇職員研修事業 市民啓発の推進者でもある市職員の言動が、市民の人権意識に与える影響は大きいと思われます。 人権施策推進の庁内連携システムが出来ていると聞きます。さらなる充実を目指して、管理職の理解・協力の下、各課の人権施策推進者が被差別の当事者から学ぶことを基本に、具体的な事案への対応、新しい人権課題の情報共有する場として定例的な会を設けてはどうだろうか。人権教育啓発の基本方針を具現化することにも繋がると思われます。</p> <p>◇教職員の指導力研修等事業 中学校ブロック別人権研修会では、小中が連携して各校の実情に合わせて今日的な人権課題について充実した研修・交流会がもたれています。また、就学前ブロック研修会も長年にわたって幼・保・こども園が連携した研修会が実施されており、教職員・保育士の指導力向上に大きな成果を収めています。今後も充実・発展していくよう支援して頂きたいと思えます。</p> <p>また、基本方針が策定され2年目に入ります。担当課においては、中・小・就学前の人権教育担当者会等において基本方針の趣旨や推進上の課題についての研修が行われたと思えますが、人権課題の原点（部落問題）や子どもの貧困やヤングケアラー等今日的課題に視点を置いた実践交流や課題の整理、今後の方向についてなど2年目の課題について、管理職の理解・協力のもと組織的、計画的に取り組む必要があると思えます。</p>	<p>(同和・人権・平和課) 本市では、伊丹市人権教育・啓発推進本部のもと、全庁的な体制で人権施策の推進に取り組んでいます。今後も事務局である当課と人権啓発の拠点施設である人権啓発センターを中心に、関係課との情報の共有や事業の調整など、連携を図ってまいります。</p> <p>(学校指導課) 各中学校ブロック別人権研修会では、毎年、各学校、中学校ブロックの状況に応じて自主的な人権教育研修を実施しています。また、基本方針や同和・人権・平和課が作成された「人権ってなあに」の資料をもとに今日的課題も含めた人権課題についても、今年度当初の人権教育担当者会において周知及び研修を行いました。今後も引き続き、教職員の人権意識や指導力の向上を目指し取り組んでまいります。</p> <p>(幼児教育推進課) ご意見の内容を踏まえ、保育者の人権意識向上に向けて、人権の今日的課題に視点を置いた研修を、今後も着実に実施してまいります。</p>
17	2 身近な人権問題	(1) 女性の人権	男女共同参画課	<p>(課題を踏まえたR5(2023)年度の取組) 打ち合わせを行い、 ➡ 打ち合わせを行い、利用者の声に耳を傾けながら にははいかがか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「課題を踏まえたR5(2023)年度の取組」の文中に追記し、「男女共同参画センターの指定管理者と定期的に打ち合わせを行い、利用者の声に耳を傾けながら時勢を捉えた啓発事業や情報発信になるように協議していく。」に改めました。</p>
23~24	2 身近な人権問題	(2) 子どもの人権	学校指導課	<p>(成果と課題)の成果部分 (成果)の訪問看護ステーションとの委託により・・・のところに、委託により具体的にどんな支援ができたから医療的ケア児が学校生活を送ることができたのか。(看護師1名が常時付く、など)実施できたのが何校で何人の児童・生徒だったかを、記入してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「これまで保護者が来校し、医療的ケアを行っていただいていた市内2校の小学校に在籍する2名の医療的ケア児が、令和4年度から訪問看護ステーションとの委託により、学校へ看護師を派遣することで、保護者の付添いがない中においても、安心安全な学校生活を送ることができた。」に改めました。</p>

該当ページ	大項目	小項目	該当所管課	ご意見等	対応・回答
23～24	2 身近な 人権問題	(2) 子ど もの人権	学校指導課	②子どもの人権 ◇特別支援教育推進事業 昨年9月、国連の権利委員会より障害者権利条約の我が国の取組について改善勧告がありました。特別支援教育に関連したことで、地域社会において自立した生活とインクルーシブ教育について措置すべきとの内容でした。 訪問看護ステーションとの委嘱により、医療的ケア児が保護者の付き添いなしで学校生活を送れたとの報告は、「障がいによる差別を受けることなく、好きな場所で暮らせる」ことを保障する趣旨にあった内容だと思われまます。我が国の法制度による制約がありますが、「共に生きる社会づくり」に向けて、インクルーシブ教育システムの推進がさらに進展することが期待されます。	今後もインクルーシブ教育システムの理念に基づき、障害の有無にかかわらず、誰もが相互の人格と個性を尊重し、支えあえる共生社会の実現をめざして、取組をすすめてまいります。
24	2 身近な 人権問題	(2) 子ど もの人権	学校指導課	(成果と課題)の課題部分 充実させる必要がある。➡充実させる必要がある。また教職員間のいじめも撲滅する。にしていかがか。	追記案についてもとても大切な内容ですが、項目が「子どもの人権」であり、子どもに対する取組を記載しておりますので、変更は考えておりません。管理職やミドルリーダー向けの研修等で、教職員間の「いじめ」を生まないような風通しの良い職場づくりができるよう、引き続き取り組んでまいります。
26	2 身近な 人権問題	(2) 子ど もの人権	こども福祉課	(課題を踏まえたR5(2023)年度取組) 私はこの「子育て支援ヘルパー派遣事業」という事業があることを全く知らなかったもので、まさに「事業について周知」することに力を入れてほしい。困っている当事者の、子育て中の親だけでなく、周りの人や地域の人など、「もしかしたら困っているのではないかと察知した第三者から当事者に「このような支援があるよ」と情報提供できるように、事業紹介のチラシを例えば図書館とかスーパーマーケットとか一般の人の目につきやすい場所に置くなど。R5年度取組のところに、「どのような手段で周知」しようと考えているかの具体的な記述がほしい。	具体的な取組として、必要な家庭に支援を届けるため、周知に注力しており、チラシを作成し、乳児家庭と接点の多い保健センター等各関係機関への配布を行い、周知を依頼しております。また、民生委員・児童委員にて訪問いただいているこんにちは赤ちゃん訪問事業においてもチラシの配布を依頼し、各家庭への周知と共に、地域の民生委員・児童委員にも周知を行っております。併せて、広報伊丹においても事業実施についての記事の掲載回数を増やしているところであり、今後もこれらを継続していく予定です。つきましては、委員ご指摘のとおり、これらの取組内容を追記・修正いたします。

該当ページ	大項目	小項目	該当所管課	ご意見等	対応・回答
33～37	2 身近な 人権問題	(3) 高齢 者の人権	学校指導課/地 域・高年福祉 課/介護保険課	<p>③高齢者の人権（制度の充実と心のバリアフリーを） 令和47（2065）年には、高齢者人口は38.4%まで 上昇すると言われています。寝たきりや認知症など介護を要 する高齢者が増加するとともに、単身高齢者世帯も増えてき ます。医療・介護・年金制度の充実を図るとともに、高齢者 が住み慣れた地域で、人権が守られ自立して生きていける社 会にしていかなければなりません。</p> <p>高齢者の社会保障制度の充実を図るとともに、人権が守ら れ個人の尊厳が尊重される心のバリアフリーを促進しなけ ればなりません。学校教育における高齢者の人権を尊重する 教育の充実はもとより、職場や地域社会においても超高齢社 会の理解と支援体制を作る必要があります。</p>	<p>（学校指導課） 学校教育においては、「特別の教科 道徳」の中 でも、高齢者に関する内容（例：現在の 生活を築いてくれた高齢者等）があることや、社会 科等の学習で高齢者の方にゲストティーチャーとし てお越しいただき、触れ合う機会を設けている学校 がある等の取組を進めています。高齢者の方の人権 を尊重することにつながる取組を引き続き実施して まいります。</p> <p>（地域・高年福祉課） 本市では、伊丹市社会福祉協議会等関係機関や多 様な地域の担い手と連携しながら、「地域福祉ネッ ト会議」の実施や、「地区ボランティアセンター」 の設置等、高齢者に関する理解促進や支援へと繋が る様々な取組を行っています。また、ふれ愛福祉サ ロン等を中心として、地域住民が、見守りが必要な 高齢者の情報を共有する「ご近所会」の取り組みを 推奨するなど、更なる地域における高齢者への理解 促進、支援体制の強化を進め、高齢者が住み慣れた 地域で、人権が守られ自立・自律して生きていける 共生福祉社会の実現に努めます。</p> <p>（介護保健課） 高齢化率は年々上昇しており、特に近年では後期 高齢者人口の増加に伴い、介護を必要とする方や認 知症の方など支援を必要とする高齢者と家族が増え ております。特に、認知症については、生活の基盤 となる地域の理解が深まり、見守りの協力者が増え ることを目的として、地域の団体や企業、学校に対 して認知症サポーター養成講座を開催し、啓発を続 けておりますので、今後も継続して実施いたしま す。</p>

該当ページ	大項目	小項目	該当所管課	ご意見等	対応・回答
38～42	2 身近な 人権問題	(4) 障が いのある人 の人権	障害福祉課	<p>④障がいのある人の人権 本市は、長年にわたって福祉のまちづくりを進めてきており、障がいをもつ人や様々な背景を持つ人に視点を置いた行政運営がなされてきました。人にやさしいまちづくりを進め成果を上げてきました。一方、障害者差別に関する関係機関への相談件数は少なくないと聞いています。その内容も、公共交通機関の運転手や施設職員の障がいのある人への理解不足からくる不適切な対応であったり、就労に関して当事者の意向が無視されるなど、障害があるが故に生きにくくされている事案があるようです。</p> <p>障害者差別解消法が施行されて7年目を迎えます、法によって社会が変わってきた面もありますが、目に見えにくい障がい者の社会参加を阻む要因や、合理的配慮がなされていない現実があります。相談機関への件数は氷山の一角であると認識し、さらなる教育・啓発の充実が望まれます。</p>	<p>今後も、広報紙等を活用し、障害者差別解消法と合理的配慮に関する周知・啓発を実施します。障害者差別にかかる事案があった場合には、対象の事業所への事実確認を行うとともに、個々の障害特性に応じた対応が取れるよう、改善依頼を行います。</p>
41～42	2 身近な 人権問題	(4) 障が いのある人 の人権	子育て支援課	<p>(成果と課題)の成果部分 「主な取組」の2項目に「医療的ケアが必要な児童の受け入れについても、関係機関と連携し受け入れを促進」とあり、(成果)として「医療的ケア児の受け入れは・・・希望があれば入所できるように体制を整備した」とあるが、もうすこし具体的にどのような体制が整備されたかを記せないだろうか。たとえば「痰吸引や導尿のための看護師派遣など」とか。「医療的ケアが必要な児童」とはどんな人でどんな体制が必要かを、知ってほしいと思うので。</p> <p>また、実際医療的ケアが必要な児童を受入れたなら何人かを、これからならこれからと解るように記してほしい。</p>	<p>具体的な整備体制としては、「痰吸引や導尿のための看護師派遣」となります。</p> <p>昨年度1名を受け入れ予定でしたが、辞退されたため、実績としては0件になります。</p> <p>上記の内容を「成果」に追記しました。</p>

該当ページ	大項目	小項目	該当所管課	ご意見等	対応・回答
43～46	2 身近な人権問題	(5) 同和問題	人権啓発センター/研修厚生課/総合教育センター	<p>⑤同和問題</p> <p>◇人権教育啓発推進事業について 施設の歴史的経緯をふまえ、市民団体等と連携し部落問題を基本に各種の人権問題について「学び・語り合い・交流する」ことを大事にした事業が展開されていることは意義深いことです。多くの市民の参画のもとでこの事業を充実・発展させていただくとともに、伊丹の人権の歴史が学べる「常設展示コーナー」の早期の開設が望まれます。</p> <p>◇出会いふれあいを大事にした学び 市職員・教職員の新任研修では、本市の歴史的経緯や同和問題の現状を学ぶために現地に足を運び、人権啓発指導員を交え自らを振り返る研修を長年にわたって進めていることは本市の特徴であり意義深いことです。継続・発展させていただきたい。</p> <p>また、隣接する学校が開校時の差別事案を生かし、ふれあい交流を基本とした人権学習を進めていることは大事なことであり、周辺校にも広がることが望まれます。</p>	<p>(人権啓発センター) 人権啓発センターでは、様々な人権についての学習ができる展示の作成を市民や関係団体等と連携して進めており、その一部を令和5年度の人権フェスティバル開催時に展示できるよう努めております。</p> <p>(研修厚生課) ご意見の内容を踏まえ、今後も、人権感覚を磨くため、研修の継続・発展を図り、人権意識のさらなる向上に取り組んでまいります。</p> <p>(総合教育センター) 令和5年度も、第1回新規採用教員等人権教育研修会を、伊丹市立人権啓発センターにおいて実施いたします。新規採用教員等が、本研修をととして人権問題に関する正しい知識を習得し、人権教育推進のための指導力を向上していけるよう努めてまいります。</p>
46	2 身近な人権問題	(5) 同和問題	人権教育室	<p>(課題を踏まえたR5(2023)年度の取組) 現在、伊丹市でも起こっている不動産業者の問題は放置しては行けないと思う。</p> <p>伊丹市人権・同和教育研究協議会の組織に加入していない、特に建設業者や不動産業者など、その言動が直接差別につながる恐れがある団体には、積極的に加入を勧め研修会などに参加していただき人権意識・知識を身に付けてもらいたいと思う。</p>	<p>ご意見の内容を踏まえ、今後、伊丹市の企業等に周知・啓発をしてまいります。</p>
47～50	2 身近な人権問題	(6) 外国人の人権	同和・人権・平和課/学校指導課	<p>⑥外国人の人権 市内のニューカマーの人口増に対してテレビ電話通訳システムの導入など相談しやすい環境づくりは進められています。将来を見据え、さらに多文化共生の地域づくりに努めていただきたい。また、伊丹の市民や子どもにとってオールドカマーについての正しい歴史認識を持つことが重要であり、今後も教育・啓発を推進していただきたい。</p>	<p>(同和・人権・平和課) これまで、パネル展や講演会等を実施してきましたが、いただいたご意見を参考に民族的な偏見・差別の解消に取り組んでまいります。</p> <p>(学校指導課) 市内の学校に在籍する日本語以外を母語とし、言語の理解について支援を要する児童生徒に対しては、言語支援員を派遣し、サポートしております。啓発については、伊丹市内の小中特別支援学校の人権教育担当者会において、毎年「伊丹市在日外国人教育基本方針」について周知しております。</p>

該当ページ	大項目	小項目	該当所管課	ご意見等	対応・回答
47～50	2 身近な人権問題	(6) 外国人の人権全般	同和・人権・平和課	<p>(外国人の人権)の部分で全体的に思ったこと) 「主な取り組み」では具体的な活動(テーマ名や参加人数、おこなった月などが)が分かり、以前より理解でき、よかったです。 「成果及び課題」「課題を踏まえた取り組み」部分ではニューカマーの人たちの成果、課題は日本語教育や多言語対応など可視化できる具体的な取り組み記述が多いですが、オールドカマーに対する成果、課題が見えにくいように思います。「内なる国際化」の視点での問題意識も同じく大切だと思います。</p>	<p>(同和・人権・平和課) ご意見の内容を踏まえ、総評の冒頭に「民族や国籍」を追加し、「民族や国籍、言葉、習慣等の違いによる偏見・差別を生まないために、多文化共生に関する講演会やパネル展の開催や、日本人と外国人との交流会の実施など、市民の多文化共生の意識づくりや異文化理解の促進を図りました。」に改めました。 民族的な偏見・差別などの課題については認識しておりますので、今後も引き続き、その解消に向けて取り組んでまいります。</p>
48～49	2 身近な人権問題	(6) 外国人の人権	同和・人権・平和課	<p>(成果と課題)の成果部分 成果の部分で「ポケットーク」という用語がありますが、できる限り日本語表記の方が理解が深まるのではないかと思います。「通訳機」あるいは「翻訳機」の表記が適切と思います。 またポケットークは「ポケットーク株式会社」が開発・発売の翻訳機の名称であるので企業の製品名をそのまま載せることも気になりました。</p>	<p>ご指摘いただいた内容を踏まえ、表現を「翻訳機」に改めました。</p>
53	2 身近な人権問題	(8) 性的指向・性自認に関する人権侵害	同和・人権・平和課	<p>(成果と課題)の成果部分、課題を踏まえたR5(2023)年度の取組) 性的マイノリティの方 ➡ 性的マイノリティの人 にはいかがが。 ※特別視しているような表現なので、他と合わせた表現に。 高齢者の方? 高齢者の方? 障がいを持った人? 障がいを持った方?</p>	<p>ご意見を踏まえ、「総評」及び「成果」並びに「課題を踏まえたR5(2023)年度の取組」に記載していた表現を見直し、表現を「性的マイノリティの人」に改めました。</p>
57～58	2 身近な人権問題	(10) その他様々な人権	同和・人権・平和課	<p>◇犯罪被害者等支援事業 早速、各種の犯罪被害者等支援事業を実施され、市民意識の高揚に成果を上げられました。犯罪被害者の人権問題について継続的に市民啓発を進めるとともに、犯罪被害者との交流の場を設ける事業を保護司会等と連携して進めることが望まれます。</p>	<p>犯罪被害者との交流の場を設けることについては、非常にセンシティブな内容を含みますことから、慎重に対応すべきことと考えております。 また、市民啓発については、今後もパネル展の実施など様々な機会を通じて啓発を行ってまいります。</p>